

# 茨城県報 第 3 2 4 号

平成 4 年 3 月 5 日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

	ページ
●民生委員協議会を組織する区域の一部改正 (社会福祉課) .....	1
●民生委員の定数の一部改正 ( " ) .....	4
●救急診療所に係る申出の撤回 (医療整備課) .....	4
●救急病院の認定 ( " ) .....	4
●救急医療協力病院の指定の取消し ( " ) .....	5
●救急医療協力病院の指定 ( " ) .....	5
●被爆者一般疾病医療機関の指定 (保健予防課) .....	6
●保安林の指定の解除の予定 (林業課) .....	6
●土地改良区の設立の認可 (農地管理課) .....	6
●土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) ( " ) .....	6
●道路の区域の変更 (道路維持課) .....	7
●都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) .....	7

### (選挙管理委員会)

●選挙管理委員会第 1 回臨時会の招集 .....	8
---------------------------	---

### 公 告

●県営土地改良事業計画 (農地管理課) .....	8
●公共測量の実施 (用地課) .....	8
●都市計画案の縦覧 (6 件) (都市計画課) .....	9
●法第 86 条の規定による一団地の認定 (建築指導課) .....	15
●開発行為の工事完了 (4 件) ( " ) .....	15
●道路の位置の指定 (3 件) ( " ) .....	16

### 正 誤

●平成 3 年 4 月 4 日付け茨城県報第 230 号中 .....	17
●平成 4 年 2 月 25 日付け茨城県報号外第 17 号中 .....	17

## 告 示

### 茨城県告示第 291 号

昭和 35 年 4 月 1 日茨城県告示第 258 号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。

平成 4 年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

表中

水戸市新荘地区 民生委員協議会	大工町1丁目の一部、2丁目、3丁目の一部、栄町1丁目の一部、 2丁目の一部、八幡町の一部、元山町1、2丁目、常磐町1丁目 の一部、常磐町2丁目の一部、末広町1、2、3丁目、新荘1、2、 3丁目、緑町1丁目、天王町の一部、松本町の一部	を
水戸市常磐地区 民生委員協議会	西原1、2、3丁目、東原1、2、3丁目、緑町2、3丁目、自由 ヶ丘、松ヶ丘1、2丁目、上水戸1、2、3、4丁目、袴塚1、2 丁目、曙町、愛宕町、文京1丁目の一部、松本町の一部、ちとせ1 丁目の一部、2丁目の一部、大工町3丁目の一部	」

水戸市新荘地区 民生委員協議会	大工町1丁目の一部、2丁目、3丁目の一部、栄町1丁目の一部、 2丁目の一部、八幡町の一部、元山町1、2丁目、常磐町1丁目 の一部、2丁目の一部、末広町1、2、3丁目、新荘1、2、3丁目、 緑町1丁目、天王町の一部、松本町の一部、東原1丁目の一部	に、
水戸市常磐地区 民生委員協議会	西原1、2、3丁目、東原1丁目の一部、2、3丁目、緑町2、3 丁目、自由ヶ丘、松ヶ丘1、2丁目、上水戸1、2、3、4丁目、 袴塚1、2丁目、曙町、愛宕町、文京1丁目の一部、松本町の一部、 ちとせ1丁目の一部、2丁目の一部、大工町3丁目の一部	」

水戸市東部地区 民生委員協議会	本町1、2、3丁目、浜田1、2丁目、浜田町、瓦屋町、宮内町、 吉田町、紺屋町、藤柄町、元台町、朝日町、柳町1、2丁目、白梅 2、3、4丁目、城南2、3丁目、渋井町、元吉田町の一部、酒門 町の一部、城東1、2、3、4、5丁目、東台1、2丁目、東桜川、 若宮1、2丁目、若宮町、柵町2丁目の一部、3丁目、吉沼町、西 大野、東大野、坏大野、中大野	を
--------------------	---	---

水戸市東部地区 民生委員協議会	本町1、2、3丁目、浜田1、2丁目、浜田町、瓦屋町、宮内町、 吉田町、紺屋町、藤柄町、元台町、朝日町、柳町1、2丁目、白梅 3、4丁目、城南2、3丁目、渋井町、元吉田町の一部、酒門町の	に、
--------------------	--	----

	の一部, 城東1, 2, 3, 4, 5丁目, 東台1, 2丁目, 東桜川, 若宮1, 2丁目, 若宮町, 柵町2丁目の一部, 3丁目, 吉沼町, 西大野, 東大野, 坏大野, 中大野
--	--

水戸市千波地区 民生委員協議会	千波町の一部, 元吉田町の一部, 米沢町の一部, 中央1, 2丁目, 城南1丁目, 白梅1丁目
水戸市渡里地区 民生委員協議会	渡里町, 文京1丁目の一部, 2丁目, ちとせ2丁目の一部, 堀町の一部, 田野町, 新原1, 2丁目, 袴塚3丁目
水戸市北部地区 民生委員協議会	飯富町, 成沢町, 藤井町, 岩根町, 上国井町, 下国井町, 田谷町

水戸市千波地区 民生委員協議会	千波町の一部, 元吉田町の一部, 米沢町の一部, 中央1, 2丁目, 城南1丁目, 白梅1, 2丁目
水戸市渡里地区 民生委員協議会	渡里町, 文京1丁目の一部, 2丁目, ちとせ2丁目の一部, 堀町の一部, 田野町の一部, 新原1, 2丁目, 袴塚3丁目
水戸市北部地区 民生委員協議会	飯富町, 成沢町, 藤井町, 岩根町, 上国井町, 下国井町, 田谷町, 田野町の一部

水戸市赤塚地区 民生委員協議会	河和田1, 2, 3丁目, 河和田町, 萱場町, 大塚町, 加倉井町, 飯島町, 金谷町, 全隈町, 谷津町, 木葉下町, 双葉台1, 2, 3, 4, 5丁目, 中丸町, 開江町
--------------------	--

水戸市赤塚地区 民生委員協議会	河和田1, 2, 3丁目, 河和田町, 萱場町, 大塚町, 加倉井町, 飯島町, 金谷町, 全隈町, 谷津町, 木葉下町, 双葉台1, 2, 3, 4, 5丁目, 中丸町, 開江町
水戸市常澄地区 民生委員協議会	下大野町, 小泉町, 川又町, 平戸町, 塩崎町, 六反田町, 栗崎町, 東前町, 大串町, 島田町, 大場町, 森戸町, 下入野町, 秋成町, 百

を

に,

を

に

合が丘町
------

改める。

茨城県告示第292号

昭和47年7月27日茨城県告示第719号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「水戸市315」を「水戸市333」に改め、「常澄村18」を削除し、「千代田村」を「千代田町」に改める。

茨城県告示第293号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所である次の診療所については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
安 達 医 院	真壁郡真壁町大字田296

茨城県告示第294号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該救急病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成7年3月4日である。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
アイビークリニック	勝田市笹野町1-3-1
水戸赤十字病院	水戸市三の丸3-12-48

医療法人社団清潤会 青 柳 病 院	水戸市柵町 2-10-11
医療法人誠潤会 城 北 病 院	東茨城郡常北町石塚 1 3 9 5
桜 ケ 丘 病 院	東茨城郡茨城町奥谷 1 0 7 6
つくばセントラル病院	牛久市柏田町字宅地漆 1 5 8 9-3
総 和 中 央 病 院	猿島郡総和町駒羽根 8 2 5-1

茨城県告示第 295 号

次の救急医療協力病院については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和 52 年茨城県規則第 11 号）第 2 条の規定による申出の撤回があったので、同規則第 4 条第 1 項の規定により、同規則第 3 条の指定を取り消した。

平成 4 年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
松 岡 病 院	下 館 市 甲 4 4

茨城県告示第 296 号

次の医療機関については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和 52 年茨城県規則第 11 号）第 2 条の規定による申出があったので、同規則第 3 条の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成 4 年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
安 達 医 院	真壁郡真壁町大字田 2 9 6

## 茨城県告示第297号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）第14条の3第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので公示する。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石 田 外 科 医 院	水戸市東原2-7-39	平成4年1月23日
根 本 眼 科	常陸太田市金井町3694-5	平成4年2月17日

## 茨城県告示第298号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿島郡大野村大小志崎字砂子708の2, 709
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 茨城県告示第299号

笠間市に事務所を置く箱田西部土地改良区の設立を土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により平成4年2月25日認可したから同条第3項の規定により公告する。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 茨城県告示第300号

平成4年2月7日付けで真瀬土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成4年2月27日認可した。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第301号

平成 3 年 9 月 13 日 付けで川西土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法 (昭和 24 年法律 第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により平成 4 年 2 月 27 日認可した。

平成 4 年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第302号

道路法 (昭和 27 年法律 第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成 4 年 3 月 5 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 4 年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洋鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡大野村大字大小志崎 字北畑1501番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 5.5	<small>メートル</small> 6,830.0	
		最小 3.5		
		最大 37.3	6,569.0	
		最小 11.0		
鹿島郡大野村大字荒野 字仙間1493番地先まで	新	最大 37.3	6,569.0	旧道は大野村へ移 管
		最小 11.0		

茨城県告示第303号

都市計画法 (昭和 43 年法律 第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したの  
で、同条第 1 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 4 年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 日立市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
日立都市計画下水道事業 日立市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和 44 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 昭和56年3月5日茨城県告示第307号のとおり  
(2) 使用の部分 昭和56年3月5日茨城県告示第307号のとおり

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第4号

平成4年茨城県選挙管理委員会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成4年3月5日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木貞男

- 1 日 時 平成4年3月5日（木）  
午前10時30分から  
2 場 所 茨城県水戸市南町1-3-19  
亀屋ホテル  
3 議 題  
(1) 参議院茨城県選出議員補欠選挙の執行について  
(2) その他

~~~~~  
公 告  
~~~~~

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営境島地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類  
県営境島地区土地改良事業計画書写し  
2 縦覧の期間  
平成4年3月6日から平成4年4月1日まで  
3 縦覧の場所  
東村役場

~~~~~  
●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 測 量 機 関 鹿 島 町
- 2 作 業 種 類 公共測量（基準点測量・地区界測量）
- 3 作 業 期 間 平成4年3月1日から平成4年4月31日まで
- 4 作 業 区 域 鹿島町大字平井，大字粟生の一部

●都市計画案の縦覧

石岡都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の種類  
市街化区域及び市街化調整区域
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
なし
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
(1) 茨城県土木部都市計画課  
(2) 石岡市役所建設部都市計画課
- 4 縦 覧 期 間

平成4年3月5日から平成4年3月19日まで

取手都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の種類  
市街化区域及び市街化調整区域
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
なし
- 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 取手市役所都市部都市計画課
- (3) 藤代町役場産業建設部都市計画課
- (4) 守谷町役場都市整備部都市計画課

#### 4 縦 覧 期 間

平成 4 年 3 月 5 日から平成 4 年 3 月 19 日まで

~~~~~

土浦・阿見都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 4 年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

#### 1 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

##### (1) 土 浦 市

##### ア 市街化区域に追加する部分

土浦市大字永国字長田，字小久保及び字十三塚の各全部

“ “ 字高野，字寺ノ後，字寺家後，字赤羽，字大久保，字東田，字御霊，字御  
灵及び字松向の各一部

“ 大字常名字大山の一部

“ 大字中貫字板谷の一部

##### イ 市街化区域から除外する部分

土浦市神立町字前新田，字中新田，字孫田山，字三尾堂及び字丸砂の各全部

“ “ 字吹上，字神立新田，字新田，字榎戸，字松山，字岩ノ久保，字西原，字三  
尾台，字三尾臺及び字前山の各一部

##### (2) 阿 見 町

##### ア 市街化区域に追加する部分

阿見町中央七丁目の一部

##### イ 市街化区域から除外する部分

阿見町大字若栗字新地前の全部

“ “ 字西新地，字西新地後及び字西神田の各一部

##### (3) 出 島 村

ア 市街化区域に追加する部分

出島村大字深谷字うの区，字かの区及び字むの区の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 土浦市役所都市計画部都市計画課
- (3) 阿見町役場都市開発部都市計画課
- (4) 千代田町役場土木課
- (5) 新治村役場都市計画課
- (6) 出島村役場開発課

4 縦 覧 期 間

平成 4 年 3 月 5 日から平成 4 年 3 月 19 日まで

~~~~~

土浦・阿見都市計画用途地域を変更する必要が生じたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について意見のあるかたは，縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて，意見書を提出することができます。

平成 4 年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 土 浦 市

ア 第 1 種住居専用地域

(ア) 追加する部分

土浦市大字永国字長田の全部

” ” 字東田，字御霊，字御灵，字松向，字小久保，字大久保，字高野，字赤羽，字寺ノ後，字寺家後及び字十三塚の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 5 0 % 以下，容積率 1 0 0 % 以下

イ 第 2 種住居専用地域

(ア) 追加する部分

土浦市大字常名字大山の一部

” 大字中貫字板谷の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 6 0 % 以下, 容積率 2 0 0 % 以下

(ウ) 削除する部分

土浦市神立町字孫田山及び字丸砂の各全部

“ “ 字前新田, 字中新田, 字新田, 字神立新田, 字前山, 字三尾堂, 字三尾台,  
字三尾臺, 字榎戸, 字松山, 字西原, 字吹上及び字岩ノ久保の各一部

ウ 住居地域

(ア) 追加する部分

土浦市大字常名字大山の一部

“ 大字永国字東田の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 6 0 % 以下, 容積率 2 0 0 % 以下

(ウ) 削除する部分

土浦市神立町字前新田, 字中新田, 字新田, 字三尾堂, 字三尾台, 字三尾臺, 字榎戸,  
字松山, 字西原及び字前山の各一部

エ 近隣商業地域

(ア) 追加する部分

土浦市大字永国字小久保及び字十三塚の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 8 0 % 以下, 容積率 3 0 0 % 以下

(2) 阿見町

ア 第 1 種住居専用地域

(ア) 追加する部分

阿見町中央七丁目の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 5 0 % 以下, 容積率 1 0 0 % 以下

(ウ) 削除する部分

阿見町大字若栗字新地前, 字西新地, 字西新地後及び字西神田の各一部

イ 住居地域

(ア) 削除する部分

阿見町大字若栗字新地前, 字西新地後及び字西神田の各一部

(3) 出島村

ア 工業専用地域

(ア) 追加する部分

出島村大字深谷字うの区, 字かの区及び字むの区の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 6 0 % 以下, 容積率 2 0 0 % 以下

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 土浦市役所都市計画部都市計画課
- (3) 阿見町役場都市開発部都市計画課
- (4) 出島村役場開発課

4 縦 覧 期 間

平成 4 年 3 月 5 日から平成 4 年 3 月 19 日まで

~~~~~

研究学園都市計画用途地域を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 4 年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) つくば市

ア 第 1 種住居専用地域

(ア) 削除する部分

つくば市大字谷田部字下出口, 字中塚, 字善正, 字台町, 字富士塚, 字台成井, 字上ノ原, 字上ノ出口及び字薬師下の各一部

〃 大字上横場字善正の一部

イ 第 2 種住居専用地域

(ア) 追加する部分

つくば市大字谷田部字富士塚, 字台町, 字台成井, 字上ノ出口, 字薬師下, 字下出口, 字中塚及び字善正の各一部

〃 大字上横場字善正の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 6 0 % 以下, 容積率 2 0 0 % 以下

ウ 住居地域

(ア) 追加する部分

つくば市大字谷田部字下出口, 字中塚, 字善正, 字富士塚, 字上ノ原, 字台成井, 字上

ノ 出口及び字薬師下の各一部

つくば市大字上横場字善正及び字道心塚の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 60% 以下, 容積率 200% 以下

(ウ) 削除する部分

つくば市大字谷田部字富士塚, 字台町及び字善正の各一部

〃 大字上横場字善正の一部

エ 準工業地域

(ア) 削除する部分

つくば市大字谷田部字中塚及び字善正の各一部

### 3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) つくば市役所都市開発部都市計画課

### 4 縦 覧 期 間

平成 4 年 3 月 5 日から平成 4 年 3 月 19 日まで

日立都市計画公園を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 4 年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

### 1 都市計画を変更する土地の区域

5・5・002 池の川総合公園

追加する部分

日立市中成沢町1丁目の一部

### 2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 日立市役所

### 3 縦 覧 期 間

平成 4 年 3 月 5 日から平成 4 年 3 月 19 日まで

●法第86条の規定による一団地の認定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 認定番号          | 認定年月日     | 申請者氏名                     | 区 域           |
|---------------|-----------|---------------------------|---------------|
| 建指指令<br>第343号 | 平成4年2月25日 | 茨城県土木部<br>住宅課長<br>笹 井 俊 克 | 勝田市市毛字二ノ久保847 |

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市管生町字下根2042番1

- 2 事業主の住所及び氏名

水海道市坂手町1339番地

有限会社 中村商店

代表取締役 中 村 玲 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字若字砂ノ台1814番8, 1815番, 1816番, 1817番2

- 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字若1789番地

高塚建設工業株式会社

代表取締役 高 塚 幹 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字栗山字矢尻628番2, 629番1, 同番2, 711番1, 同番2, 同番3, 712番2, 714番1, 同番2, 同番4, 729番2, 742番3, 同番6, 745番2, 754番2

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋3丁目6番6号

高橋カーテンウォール工業株式会社

代表取締役 高 橋 治 男

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡千代川村大字鎌庭字木仙房2052番12, 同番126
- 2 事業主の住所及び氏名  
東京都中央区日本橋3丁目12番1号  
太洋興業株式会社  
代表取締役 浅 野 一 男

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成4年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                       |                             | 道 路 の 位 置                                    | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏 名                         | 住 所                         |                                              | 幅 員          | 延 長           |
| 浦土木指令<br>第215号 | 4.2.24       | 鈴木 正美                       | 石岡市大字石岡<br>字水久保<br>13918-18 | 石岡市大字石岡字水久<br>保13918-1, 13918<br>-6, 13918-7 | メートル<br>4.00 | メートル<br>20.20 |
| 石土木指令<br>第76号  | 〃            | 江原 重幸                       | 結城郡千代川村<br>大字本宗道<br>71-2    | 結城郡千代川村大字本<br>宗道字宮東1083-1,<br>1083-4         | 5.42<br>6.28 | 88.55         |
| 境土木指令<br>第177号 | 4.2.26       | (有)<br>渡辺工務店<br>(代)<br>渡辺 朗 | 三和町大字尾崎<br>3659-5           | 総和町大字久能字一番<br>割1097-1, -4,<br>-5             | 4.20         | 34.28         |

正 誤

●平成3年4月4日付け茨城県報第230号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行    | 誤                    | 正                    |
|-----|------|----------------------|----------------------|
| 5   | 下から2 | 5 2 2 の 5, 5 2 2 の 6 | 5 5 2 の 5, 5 5 2 の 6 |

●平成4年2月25日付け茨城県報号外第17号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 誤             | 正             |
|-----|---------------|---------------|
| 1   | 茨城県監査委員会公告第1号 | 茨城県監査委員公告第1号  |
| 7   | 茨城県立桜ノ牧高等学校   | 茨城県立水戸桜ノ牧高等学校 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)